

ハーバーマスの類倫理に関する論文紹介 E. Fenton, “Liberal Eugenics and Human Nature: Against Habermas”

松尾 悠¹

1. 本稿の主題

ユルゲン・ハーバーマスは、『人間の将来とバイオエシックス』²で、バイオテクノロジーによって将来的に引き起されるかもしれない問題の全体を踏まえた上で、道徳的な理由をもって下された規範的な判断が、そのような問題に対していかなるあり方であれば耐えられるのか、という試論を繰り広げている。この試論は、彼がバイオテクノロジーに対して抱いている問題意識から出発している。その問題意識とはすなわち、遺伝子を操作することは、自然と、技術がわれわれに付与したものとの境界を曖昧にし、身体というわれわれの自然を製作されたものにする。その結果、道徳的存在としてのわれわれの自己了解はどうなってしまうのか、というものである。ハーバーマスは、遺伝子工学の使用法と使用範囲によっては、今あるような仕方でのわれわれ人類のアイデンティティは保たれなくなり、社会との関わり方も今とは変わってしまうのではないかと懸念している。

バイオテクノロジーに対する見解のひとつである「リベラルな優生学」とは、「安全に利用できるのならば、自分たちの子どものために遺伝子を改良するという選択ができたほうがいい」³という見解である。リベラルな優生学をこのように解したうえで、エリザベス・フェントンは、論文「リベラルな優生学と人間の自然 ハーバーマス論駁」で、ハーバーマスが打ち出した人間の自然を基にしたリベラルな優生学への異議は失敗しているとして、彼への批判を展開する。⁴

¹ 松尾悠 (まつお はるか)。関西大学大学院文学研究科博士前期課程。本稿は、第18回関西大学生命倫理研究会 (2012年3月16日、関西大学) における発表に加筆修正を加えたものである。

『倫理学論究』, vol.1, no.1, (2014) pp.13-26, 関西大学倫理学研究会

² ユルゲン・ハーバーマス、『人間の将来とバイオエシックス』、三島憲一訳、法政大学出版局 (2004)

³ Elizabeth Fenton, “Liberal Eugenics and Human Nature: Against Habermas,” *Hastings Center Report* 36, no. 6(2006):35.

⁴ フェントンはハーバーマスだけでなく、遺伝子工学に異議を唱える者としてGeorg AnnasとFrancis Fukuyamaも持ち出しているが、本論では両者へのフェントンの批判は割愛している。

本稿では、その批判内容を明示し吟味していく。

フェントンもハーバーマスも共通して、リベラルな優生学を題材にして、「人間であるとはどういうことか (What it is to be human)」という問いに対する考え方をめぐって議論をしている。なにが人間を人間であらしめるのが、人間の自然とはなにか、こうした問いを前にして、なにに着目してどのようにしてその答えを導いてくるのが、各々の議論の特徴をなしている。つまり人間の自然本性の捉え方が議論の中心を占めているのである。

フェントンによれば、ハーバーマスは人間の自然を固定したものと前提して議論を進めているが、それは間違っている。こうした前提を基にして、ハーバーマスは本質的に価値のある人間の自然を遺伝子工学の脅威から守ろうとするが、人間の自然はそのような脅威によって傷つきやすいわけではない、とフェントンはこの論文で指摘していく。

この論文は、第1節「リベラルな優生学とはなにであって、なにでないのか」でリベラルな優生学を定義付け、前半にあたる第2節「脅威に曝された人間の自然」と第3節「種の倫理的自己了解」でハーバーマスの議論をまとめ、後半にあたる第4節「自然のままの流れ」と第5節「線引き」でその問題点を指摘し、最後の節「展開していく自由」でハーバーマスへの批判をまとめ自らの見解を主張している。フェントンはハーバーマスの議論の問題点を大きく分けて二つ挙げ、それをそれぞれ三つに分けている。

2. フェントンによるハーバーマスの議論のまとめ

フェントンはハーバーマスの議論を4つにまとめる。

- (1) 「リベラルな優生学は人間の尊厳を脅かすと同時に、人間の道徳的なコミュニティーの基盤を脅かしている」⁵
- (2) 「リベラルな優生学を使用することで、生殖は創造という自然なプロセスから製作という人工的なプロセスに変わってしまうので、リベラルな優生学は道徳的なコミュニティーの関係性を根本的に変えてしまうことになるだろう」⁶
- (3) 「製作は道徳的な平等を、そして人権を侵すだろう」⁷
- (4) 「リベラルな優生学は個人の自由と自律を侵すだろう」⁸

⁵ Ibid., 36.

⁶ Ibid.

⁷ Ibid.

⁸ Ibid.

2.1 リベラルな優生学とはなにであって、なにでないか

ハーバーマスの議論に入る前にフェントンはまず、リベラルな優生学とはなにであって、なにでないかを説明している。フェントンによると、リベラルな優生学は人生に対する個人の価値観に焦点を当てているので、国の価値観に焦点を当てた 20 世紀初頭の権威主義的な優生学とは区別される。また、リベラルな優生学は超人的な実体を作ろうとするポスト・ヒューマニティとも区別され、「親の価値観に基づきつつも子どもに害を与えない限りで親は子どもの性質を選べるという両親の自由を主張する程度のものである」⁹。このように見ると、リベラルな優生学は、ポスト・ヒューマニティの目指すものと比較すれば控えめとも言えるが、「人間の生殖に際して『通常の (standard)』過程に根本的な付け加えをすることなので、当然、道徳的な精査及び議論の主題になる」¹⁰とフェントンは考えている。

2.2 ハーバーマスの議論の大枠：脅威に曝された人間の自然

ここから先に挙げた 4 つのまとめを説明していく。一つめのまとめに関してフェントンは、リベラルな優生学に異議を唱える者は、議論の詳細はさまざまであれ、一様に「リベラルな優生学はもちろんのこと、たとえばクローニングといった根本的に優生的な他の技術も、それらは人類に脅威を与える」¹¹と主張していると言う。つまり彼らは、「遺伝子工学を行うとしても、人間は究極的に自らを滅ぼしかねない技術からは身を守らなければならない」¹²と考えているのである。ここで破壊されようとしているものとは何なのか。それは「われわれが知っているものとしての人間であるとはどういうことか」¹³である。ハーバーマスは、「人工的に介入をされていない遺伝形質への権利」¹⁴をわれわれは維持しなければならないと訴える。フェントンは、ハーバーマスが人間の自然を守ろうとしたことに関して、「ハーバーマスは人間の自然を神聖化したり理想化したりすることに関心があるのではなく、人間の自然とは何なのかを吟味し、それと共にリベラルな優生学のプログラム全体に矛盾をもたらしているものを見つけ出すことに関心がある」¹⁵と見ている。ハーバーマスは、リベラルな優生学に見出した矛盾を基に、その脅威を訴え、異議を唱えてい

⁹ Ibid.

¹⁰ Ibid.

¹¹ Ibid.

¹² Ibid.

¹³ Ibid.

¹⁴ ハーバーマス、前掲、49 頁。

¹⁵ Fenton, op., cit., 37.

こうとする。

そのためにまず、ハーバーマスの言う人間の自然の正体を提示してそれを吟味する。

2.3 ハーバーマスの議論の重要な要素：「類の倫理的自己了解」

要素：人間の尊厳と道徳的コミュニティー

リベラルな優生学が脅かしている人間の自然とはなにか。ハーバーマスは人間の自然を漠然とした概念に止めはしない。それはわれわれが人間であるという理解を支えているもの、つまり個人の自由と自律及び道徳的なコミュニティーでのわれわれの関係性である、と言う。

われわれは自分自身を「自分のライフヒストリーの著者」¹⁶として、すなわち自律した存在者として見なしていなければならない¹⁷。われわれは、自分の人生を自分で紡いでいく自由や自律が基盤にあってこそ、コミュニティーにおいて自らの人生を歩む者同士として、互いで互いの役割や状態を間主観的に認め合うことができる。ハーバーマスは、このように各人が相互に承認し合うような社会的脈絡をもったコミュニティーを、道徳的なコミュニティーと呼ぶ。そして、この道徳的なコミュニティーの一員になった者のみが人間の尊厳を持つ、と言う。¹⁸つまりハーバーマスの考える人間の尊厳とは、間人格的な関係に含まれた者が初めて持てる人間性の特徴である。

人間の尊厳をこのように、「人間が持つ特性ではなく、『間主観的に承認された義務と禁止を互いに向け合う』¹⁹ことのできる道徳的なコミュニティーの一員になっている状態」²⁰と捉えた点を、フェントンはハーバーマスの議論にある二つの重要な要素のうちの一つめの要素と見ている。というものフェントンによると、この分析によって、「遺伝子工学が与えた脅威をより完璧に首尾一貫して理解できるようになるから」²¹である。遺伝子工学はこの人間の尊厳を、言い換えると「相互主観的に受け入れられた義務が個々人の互いの関

¹⁶ Ibid.

¹⁷ ハーバーマスはアレントが言う「出生性」を参照にして自由と自律を考える。すなわち、われわれは生まれたときを端にして「新たに始まる」からこそ、自分の人生を自分で作ることができるのであると考える。誕生という自然発現的なものと関わってこそ体験される自由があって、その上で初めて自律が成り立つと見なした。

¹⁸ こうした考えから、ハーバーマスは胎児や胚に人間の尊厳を認めない。とはいえ、規範的な配慮なしにいかなるためらいもなく胎児や胚を好き勝手にしてもいいというわけではない、と考える。そこで胎児や胚には「人間の生命の尊厳」を与え、「勝手に処置することができない」という視点から保護した。こうすることで、「人間の尊厳」という概念を用いてもよい範囲を制限した。

¹⁹ ハーバーマス、前掲、58頁。

²⁰ Fenton, op., cit., 38.

²¹ Ibid.

係性を決めているような道徳的なコミュニティの基盤」²²を脅かしている。ここで一つめのまとめが完了している。

要素 : 製作 vs. 創造

二つめのまとめに入ろう。これは、フェントンがハーバーマスの議論の重要な要素と見なしている二つめのものに当たる。

ここではまず、いかにしてリベラルな優生学が人間の自然を脅かしているのか、と問うてみる。ハーバーマスによると、類の自己了解は、間主観的に認め合うということだけでなく、「作られたもの及び製作されたものと、自然に由来するものの違いを理解することからも成される」²³。しかしリベラルな優生学は、われわれの生殖のプロセスを、創造することから製作することへと変えてしまうことで、われわれが自己了解のために理解しておかなければならないはずの製作されたものと自然なものとの区分をなくらせてしまうという仕方、人間の自然を脅かしている、と答える。

では、人工的なものと自然なものとの区別がなくなると、なぜ自己了解は成されないのか。われわれが自然環境と関わる時、たんなる物件は操作してもよいと思うのだが、もう一方の主観的なものに対しては進んで操作する対象にしたいとは思わない。それは主観が他の主観に対して抱く「共感」という形式がはたらくからである。人間は、この共感の形式によって、自ずと自然なものと人工的なものとの区分、主観と物件との区分ができるのである。つまりこれらの区別は、「主体としての人間にとっては自明のことであり、よって区別できるということは人間の自然の一部であると結論づけられるだろう」²⁴。ところが、遺伝子工学は、ある主観が他の主観を操作することを許して、自然に成長していくものと作られたものとの境を曖昧にするので、この区分をできなくさせる。つまり遺伝子工学によって人間は他者の支配者になり、そのときにとてつもない 権力の不均衡 が生み出されるのである。リベラルな優生学は、このようにして道徳的なコミュニティの関係性を根本的に変えてしまう。以上がフェントンの二つめのまとめであり、ハーバーマスの議論における二つめの重要な要素とフェントンが見なしている点である。

フェントンの三つめと四つめのまとめは、ハーバーマスがこの権力の不均衡に認めている、二つの重要な問題にそれぞれ当たっている。

²² Ibid.

²³ Ibid.

²⁴ Ibid.

要素 権力の不均衡

権力の不均衡がもつ一つめの重要な問題とは、この「権力の不均衡が、個々人が互いを道徳的に平等な者と見なさないようなコミュニティをつくり出し、そして道徳的なコミュニティと道徳的な平等に基づく人権を侵害している」²⁵ということである。二つめの重要な問題とは、この「権力の不均衡が自由であるべき個人の自由を激しく制限してしまう」²⁶ということである。

要素 自律の侵害

遺伝子工学を施す側と施される側の人びとの間に対等な関係を築くことはできない。いったん遺伝子をプログラミングされた者は、そのプログラムを一方向的に受け入れざるをえず、後から変更することもできないからである。「“ 製作物 (products) ”」²⁷である子どもは、親が作り付けた期待や発達目標に対し「“ 修正する側の立場 (a revisionist stand) ”」²⁸を取ることはできず、「一方向的であらがないという独特なあり方」²⁹をするしかない。つまり彼らは特定の人生設計を生まれながらにされているのであって、それゆえ独自の人生を生きる自由が制限されてしまうのである。したがって、「リベラルな優生学は、個人の自由や自律といったリベラルな理想を拡大しようと主張している一方で、遺伝子工学を使用することで実際には反対のことをしている、とハーバーマスは論じている」³⁰。フェントンは以上のようにしてハーバーマスの議論を四つにまとめ上げた。

もう一度、「脅威に曝された人間の自然」と題されたフェントンの議論に戻る。

自由な選択によって自分の人生を自分のものにするための技術であるはずであったりリベラルな優生学は、自由や自律を侵して、種としての人間を破壊する。ハーバーマスはここにリベラルな優生学全体における矛盾を見出した。つまり、われわれは自由を求めていたのに、実際は自由を制限しているという矛盾である。そこからハーバーマスは、遺伝子工学を規制して人間の自然を守らなければならないと主張する。リベラルな優生学は、われわれの自由と自律を侵して人間の尊厳を脅かし、さらに平等を侵してわれわれのコミュ

²⁵ Ibid.

²⁶ Ibid.

²⁷ Ibid.

²⁸ Ibid.

²⁹ ハーバーマス、前掲、85頁。

³⁰ Fenton, op., cit., 38.

ニティーにおける関係性を変えてしまう。こうした脅威を目の前にしながら、ハーバーマスはそこから逃れる方法として、「人間の自然を道徳化」³¹しなければならないと提唱する。遺伝子工学によって脅かされているものとは、われわれの「あり方 (a way of being)」³²である。しかし同時にこの今の「あり方」が遺伝子工学を生み育てた。そこでハーバーマスは、人類が人類自身を反省することで、遺伝子工学の矛盾を見だし、それに反対するようになると見込んでいるのである。人間の自然を道徳化することとは、「種としての自己反省を果たす」³³ための、「自己了解の形式 (a form of self-understanding)」³⁴である。すなわちそれは、「人間の自然そのものを守ろうとすることではなく、『近代の実践的な自己了解を維持する条件』³⁵を守ろうとすることである」³⁶。

3. フェントンによるハーバーマスの議論への批判

フェントンはハーバーマスの議論を以上のようにまとめた後、大きく二つの批判を加えている。一つはハーバーマスが人間の自然を固定したものと見なしている点、もう一つは自然なものと人工的なものとの間に明確な線引きができると見なしている点である。それぞれの批判を三方向から指摘した後、「人間であるとはどういうことか」と問うたときの人間性の特徴は変わっていくし向上していくものだ主張する。

3.1 自然のままの流れにかんする批判

批判 : 人間の自然を定義づけ可能で固定したものと見なしてはいけない

ハーバーマスだけではなく、人間の自然を盾にして遺伝子工学に異議を唱える者の多くが、「人間の自然をなにかしら定義づけ可能で固定したものと見なす傾向に関心がある」³⁷ことにフェントンは反対する。というのも、遺伝子工学は「『人間であるとはどういうことか』ということが固定されたり確定されたりしたものではなく、むしろ変わりゆくものなのではないかという可能性をわれわれに考えさせる」³⁸、とフェントンは見なしているか

³¹ Ibid., 37.

³² Ibid.

³³ Ibid.

³⁴ Ibid.

³⁵ ハーバーマス、前掲、47頁。

³⁶ Fenton, op., cit., 37.

³⁷ Ibid., 39.

³⁸ Ibid.

らである。「今そうであるような人間の生のあり方が、そのままそのあるべきあり方だとはいえない」³⁹はずなのだ。ただしフェントンは、「人間の自然な能力」の存在を否定しているのではなく、一般的に見出されるような人間の自然な特徴があるとしても、それが同時に固定したものであるということにはならないし、ましてや守ろうとすべきだとはならない、と主張しているのである。つまりここでフェントンは、人間の自然を守るべきものと前提して遺伝子工学に異議を唱えている者は、われわれの生のあり方に関して、自然主義的誤謬を犯していると指摘する。

批判 : 人間であるということにおいて、いつも道徳的な次元があるとは言えない

「人間であるとはどういうことか」と問うたとき、ハーバーマスの答えにはいつも必ず「類の倫理的自己了解」が関わってくる。それが人間の尊厳に欠かせないからである。しかしフェントンは、たとえハーバーマスと同じような仕方でも人間の尊厳を理解したとしても、そこから、人間というものに対するどの定義にも一貫している道徳的な次元があるというようには認められない、と主張する。類の倫理的自己了解は、ある時代ごとにおけるわれわれの身体の捉え方やわれわれの行動の仕方によって、つねに変わってくるからである。つまりフェントンはここで、人間性にはいつも必ず倫理的及び道徳的次元がなければならないと決めてかかって、「人間であるとはどういうことか」に対する答えのイメージには代替物がないと前提することを批判している。

批判 : 道徳的に不平等な人間関係を生むからという理由でリベラルな優生学に反対することはできない

ハーバーマスは、遺伝子工学を施した親と施された子どもは道徳的に平等な関係を築けないだろうと見込み、それを理由にリベラルな優生学に異議を唱えている。しかしこれは行き過ぎた心配だとフェントンは言う。ハーバーマスの主張に対してフェントンは、リベラルな優生学に関わらずとも「親子関係は元々不平等なものである」⁴⁰し、「関係内でのそのような不平等や不均衡は人間の道徳的なコミュニティの中にいくらでもある」⁴¹。また遺伝子改造をされようとも「最低限の主体性を持っていたならばクリエイターを道徳的

³⁹ Ibid.

⁴⁰ Ibid.

⁴¹ Ibid.

に平等な者とみなすこと」⁴²ができるかもしれないし、さらに人間はその不平等を克服するかもしれないので、「製作した要素を単独で非難することはできない」⁴³。よって、「遺伝子工学は新しい不均衡な関係を生むというハーバーマスの主張は、遺伝子工学によって製作された要素が人間の尊厳や人間の自然を壊すという主張を支えるにはあまりにも弱すぎる」⁴⁴、と論駁する。

3.2 線引きにかんする批判

批判 前半：自然なものと人工的なものに明確な線引きはできない

ハーバーマスは、われわれが、有機的な自然と耕作的にまたは治療的に関わるのか、もしくは物質的素材を技術的に加工するのかという行為形式の違いから、自然にできあがったものと作られたもの、また主観とたんなる物件を直感的に区別できると前提した。⁴⁵これに対してフェントンは、人間の行為は人間が行うと言う以上人工的と言えるのならば、遺伝子工学だけでなく、あらゆる行為もまた不自然だと見なせるのではないかと反論した。たとえ技術の支援なしでの出産とデザイナーベビーを作るといような両極端に見える行為でさえも、「この間に明確な線引きはできない」⁴⁶と主張する。

批判 後半：自然なものと人工的なものとの線引きを道徳的な線引きに反映させてはいけない

線引きに関する問題で重要なのは、「自然なものと人工的なものとの間のどこに線を引くかということではなく」⁴⁷、この線引きを暗に道徳的判断に採用していることである、とフェントンは指摘する。リベラルな優生学に反対する者は、線引きをして、「製作されたものは自然なものに道徳的に劣っている」⁴⁸と見なしがちだが、これは間違っている。「自然なものは本質的に善なわけでも、人工的なものは本質的に間違っているわけでもない」⁴⁹。たとえ線引きをしても、それを行為の道徳的側面にそのまま持ち込んではいけない、

⁴² Ibid., 40.

⁴³ Ibid.

⁴⁴ Ibid.

⁴⁵ ハーバーマス、前掲、78-79 頁。

⁴⁶ Fenton, op., cit., 40.

⁴⁷ Ibid.

⁴⁸ Ibid.

⁴⁹ Ibid.

と批判する。

批判 : 人間の自然を固定したものと見なすことはハーバーマスの考える自由と自律に矛盾を来たしている

フェントンはここでクルト・バイエルツの人間の自然に対する考え方を引き合いにして、ハーバーマスを論駁する。バイエルツは、外部の自然を「本質的にという仕方ではなく価値あるものとして」⁵⁰ 見ることで、道徳的な主張は一切せずに、開かれたものとしての人間の自然を暗に示した。このときにこそ、個人の自由は本質的に価値あるものとなる。自由と自律に本質的な価値を与えようとするならば、ハーバーマスのように人間の自然について道徳的な主張をしたり、それを固定したものと見なしてしまったりしてはいけない。そうしてしまった場合、「自律的な主体者の行為の創造性をもみ消す」⁵¹ ことになるからである。ハーバーマスは、個人の自由を守ろうとしていたにもかかわらず、彼自身が抱いていたリベラルな優生学に対する懸念と同じ事態に陥っている、とフェントンは指摘する。

批判 : 遺伝子工学は本質的に間違っているという主張と民主主義的な手続きが必要だという主張は両立しえない

遺伝子工学に反対する者⁵²は、「類は生き残る必要があるということと、民主主義的な手続きを経て主題に取り組むことの両方を提唱している」⁵³。しかし、投票がもつ公共性に訴えつつ、遺伝子工学が本質的に間違っていると主張することはできない、とフェントンは指摘する。というのも、遺伝子工学が本質的に間違っていると言うのなら、採り得る選択はただひとつ「禁止」ということなので、もはや民主主義的な手続きはしなくてもよいはずであるからである。民主主義的な手続きを経た結果、「全面的に使用を認める」という決定を下す可能性があるにもかかわらず、こうした提唱をするのは、「全体としての類は遺伝子工学が本質的に間違っていると認めて適切に投票するだろう」⁵⁴ という誤った確信をしているからである。

ただしハーバーマスは、政治的なコンセンサスの限界を認め、「たとえ遺伝子工学が自律した行為者(中略)に矛盾しているとしても、この矛盾はあらゆる遺伝子工学を禁止す

⁵⁰ Ibid.

⁵¹ Fenton, op., cit., 40.

⁵² アナスとフクヤマを指す。

⁵³ Fenton, op., cit., 40.

⁵⁴ Ibid.

るとということが普遍的に受け入れられるだろうという証拠にはならない」⁵⁵と論じている⁵⁶ことをフェントンは認めてはいる。とはいえ、ハーバーマスもまた、民主主義的な手続きの公共性を議論に持ち込んでいるということ自体が、遺伝子工学が間違っているだとか、それは自然に反するという主張の弱さを露呈しているのだとして論駁する。

4. フェントンの主張：展開していく自由

フェントンは以上のような批判を加えて、リベラルな優生学に対して人間の自然によって異議を唱える議論は失敗していると主張する。そしてその失敗の原因を、「人間の自然や人間の生活様式は固定したものであるという前提」⁵⁷から、人間の自然のステータスを困い込んで遺伝子工学から守ろうとしていることに見出す。「遺伝子工学にはさまざまな困難があるとはいえ、固定した人間の自然という概念を冒涇しようとしているのではない」⁵⁸。それは「人間の自然とは固定しておらず、また唯一の仕方であるものではない」⁵⁹ということのをわれわれに知らしめたのである、とフェントンは考えている。失敗のもう一つの原因は、「自然なものと製作されたものは明確に区別でき、そしてこの区分をそのまま道徳的な違いに反映できると思いこんでいる」⁶⁰ことにある。フェントンによると、「どこに線を引こうとも、自然なものと製作されたものの中で本質的な区別はできないはずで、それゆえ本質的で道徳的な違いをそこに反映することはできない」⁶¹からである。さらに、「リベラルな優生学が製作した要素が、道徳的コミュニティにおける関係性を根本的に変えてしまうという異議もまた失敗している」⁶²とフェントンは言う。というのは、リベラルな優生学が生み出すものは製作されたものであるとは言い切れないし⁶³、リベラルな優生学

⁵⁵ Ibid., 41.

⁵⁶ ハーバーマスは『人間の将来とバイオエシックス』の「優生学の道徳的限界」で、「遺伝子形質の改良をめざす優生学の実践を、民主的憲法を持った多元主義的社会、つまりすべての市民に自律的人生形成への同じ権利を認める社会の枠内で、「ノーマル化」することは正当な形ではあり得ない。なぜなら、望ましい性向の選択は、特定の人生設計を偏向的に優先することと切り離して行うことは不可能だからである。」と述べている。

⁵⁷ Fenton, op., cit., 41.

⁵⁸ Ibid.

⁵⁹ Ibid.

⁶⁰ Ibid.

⁶¹ Ibid.

⁶² Ibid.

⁶³ ここはおそらく、ペーター・スローターダイクの遺伝子工学に対する見解を示唆している。スローターダイクは、「操作されうる人間」で、同種療法技術という考えを示すことで、遺伝子工学を用いた人間改造もまた人間の歴史の延長上にあるものなので、それは人間の自然を脅かしはせず、むしろ人間の本質的な条件に由来していて、これまでの文明のあり方に合致しているものだと見なした。同種療法技術とは、現に存在する情報(つまり遺伝子情報)と関わって、情報知識の集積とネットワークを知的に取り上げて、情報知識と協働することで、新しい状態を生み出す技術のことである。彼の見解によるリベラルな優

が新たにもたらすとハーバーマスが考えた「不平等さが道徳的なコミュニティの根本を揺るがすということははっきりしていない」⁶⁴からである。

注意しておかなければならないのだが、フェントンはこれらの失敗を棚上げして、リベラルな優生学に賛成できると言いたいわけではない。仮にリベラルな優生学が道徳的に間違っているとしても、それが不自然だと思ふからという理由で間違いを指摘することはできない、と言いたいのである。つまり、間違っているとすればそれ以外の根拠に基づいているのだらうという事実にわれわれの目を向けさせたいのだ。またフェントンは、固定した人間の自然を批判して、人間性の特徴が人間に独特なもので道徳的に重要であるということ否定したいわけでもない。「人間であるとはどういうことか」と問うたときに出てくる人間性の特徴が、かたくなな規準に則っていて、人間性を守らなければならないとか、これに本質的な価値を与えなければならないと主張することに対して反対したいだけなのである。そして、「人間性の特徴はなんであれ変わりゆくこと、向上していくことへと開かれている」⁶⁵ことを強調する。人間性の特徴をこのように見なさなければ、人間性に、それが大切している展開していく自由を認めないことになるからだ、と言う。

以上を主張してフェントンは論文を締めくくっている。

5. フェントンのハーバーマス批判の吟味

フェントンのハーバーマスへの批判点とは、ハーバーマスが、人間性の特徴を定義づけ可能で固定したものと見なした点と、自然なものと製作されたものに明確な線引きをして区分して、さらにその区分を道徳的側面に持ち込むことで、不自然なものは本質的に間違っているとして遺伝子技術を拒んだ点である。すなわちハーバーマスが、われわれの人間性は遺伝子工学の脅威に曝されているので守らなければならないと言うために、人間性にステータスを与えようとしたときの、そのステータスのあり方及び決め方をフェントンは批判している。そして、人間の自然を維持しようとして自由が制限されていることに反対し、人間性における展開していく自由を主張したのだ。はたしてこの主張は正当なのか。これを検討するために、両者が考える個人の自由と自律を、各々の人間性の捉え方から明らかにしていきたい。

生学は、生殖において技術介入を施すことで、製作されたものを生むのではなく、われわれの進化のポテンシャルに沿いつつより効果を発揮することなのである。松田純、『遺伝子技術の進展と人間の未来 ドイツ生命環境倫理学に学ぶ』、知泉書館、2005年、134-137頁。

⁶⁴ Fenton, op., cit., 41.

⁶⁵ Ibid., 42.

ハーバーマスは人間性について考えるとき、ドイツが歴史的な反省を踏まえて作り上げた、人間の尊厳に基づく人権⁶⁶に強くこだわっている。その上で人間の尊厳を、人間が持つ特性のようなものではなく、「相互承認という間人格的な関係においてのみ、そして人格相互の平等主義的なつきあいにおいてのみ意味を持ちうるあの『不可侵性 (Unantastbarkeit)』を際立たせた」⁶⁷ものと捉えた。では、人間の尊厳が意味を持つためのこうした関係性が成り立つのはいかなる場合であろうか。ハーバーマスによるとそれは、「思うとおりに変えることのできない自然発現的なものとの関連において体験される」⁶⁸自己の自由を互いが持っている場合である。ハーバーマスは自由の起源を、ハンナ・アレントが提唱する「生誕の自然性 (Natürlichkeit der Geburt)」⁶⁹に見て取った。親にとっても子どもにとっても意のままにならない出生こそが、自らによる行為がその都度新たな始まりになるという自由を、われわれに感じさせる。そして出生を端にすることで、われわれは自分の人生の著者となるという自律が成り立つ、と考えた。したがって、ハーバーマスの言う自由とは、出生から始まる自分の人生において、われわれ人間が自分で自分の人生を生きていくことの条件となるものである、と言えるだろう。

フェントン は、ハーバーマスが人間性を定義づけ可能で確固としたステイタスを与えられるものと考えている、と見た。そこから、ハーバーマスのように人間の自然をそうあるべきもの、そうあるしかないものとして固定した仕方で前提してしまうと、人間は何をするにおいても、そうあるべきでそうあるしかない人間というイメージにいつも引っ張られて行為をしなければならないので、個々人の人間の行動範囲が制限されてしまい、人間の創造的な自由が保障されないという批判をしているように見える。しかし、ハーバーマスの自由を上で述べたように捉えると、遺伝子操作をしない出生に対して、遺伝子操作をすることで脅威に曝されかねないとハーバーマスが考えた人間性とは、生まれたときからわれわれはそれを持っているはずであるという意味での定義ないしは固定性しか与えられないものではないか。人間性は、われわれはそれを持っているがゆえに間人格的で平等な関係が築くことができるのだ、そしてそうした関係は人間の尊厳が意味を持つための条件であると言うためのものであって、人間性とは然々であるべきものだというよう

⁶⁶ ドイツ基本法第1条第1項及び第2項「人間の尊厳は不可侵である。これを尊重し、かつ保護することは、すべての国家権力の義務である。それゆえに、ドイツ国民は世界における各人間社会・平和及び正義の基礎としての不可侵の、かつ譲渡しえない人権を認める。」

⁶⁷ ハーバーマス、前掲、59頁。

⁶⁸ 同書、98頁。

⁶⁹ 同上。

にまで強い仕方では言っていないのではないだろうか。

こうした人間性に対する固定性の程度の差は、ハーバーマスとフェントンの自由の捉え方がそもそもずれていることに由来していると考えられる。ハーバーマスの言う自由とは、生まれてきたとき新たに始まり、そこから自分の人生を創っていくことができるという、人生における 条件としての自由 であった。それに対してフェントンの言う自由とは、われわれの人間のあり方や生き方が、この先どんなふうにもなりえるということを主張するための自由であり、つまり自己決定権における 選択の自由 を言おうとしているように思える。論文のはじめに挙げられていたリベラルな優生学の定義付けの仕方が、その証拠とも捉えられる。フェントンはこのように自由を捉えているがために、自由を大切にしている人間性は固定されていない、変わりゆくという展開する自由を主張しているのではないだろうか。

両者の自由に対する観点の違いから、人間性の捉え方に違いが生じているように見える。フェントンの考えるハーバーマスの人間の自然は、ハーバーマスが人間の尊厳にあくまでこだわって、それを基に議論を進行させている点では固定的と言えるかもしれない。だが、自由の観点の違いを認識した上で、ハーバーマスの議論を再批判しなければならないし、ひいてはリベラルな優生学に対する見解を再構築しなければならない、と考える。

参考文献

Jürgen Habermas, *The Future of Human Nature*, Polity Press, 2003.

Jürgen Habermas, *Die Zukunft der menschlichen Natur. Auf dem Weg zu einer liberalen Eugenik?*, Suhrkamp Verlag, 2001.

ユルゲン・ハーバーマス、『討議倫理』、清水多吉、朝倉輝一訳、法政大学出版局、1991年。

ユルゲン・ハーバーマス、『道德意識とコミュニケーション行為』、三島憲一、中野敏男、木前利秋訳、岩波書店、1991年。

フランシス・フクヤマ、『人間の終わり バイオテクノロジーはなぜ危険か』、鈴木寿淑美訳、ダイヤモンド社、2002年。